



武家嚴制録續篇

九自七至

73
6534
13



門 7 3
號 6534
卷 13



武家叢書録編卷之七

享保五庚子年分正月

第九日大紋新列馬と野々 清春翁の依り

作出、去其刻坊列山勤下成小香、俄山書舟

明好女目と、内私宅と下と也

一 清成清通筋且又火、昔并清門毒、高由也

列及清勤山非青、方去新列山勤一、成山向海

手類也、而半舟下と也

一 清成清通筋山足、舟一の分、新列山勤下と也

一 新列山勤下成、舟一の分、新列山勤下と也



昭和十四年
一月十九日
購

出幕の者私宅に早連の頭を信託す

二月三日

昨日と翌日 湯佛殿に参籠 湯釜活け大紋
西肴本坊より出掛り列西遊に來り西供持し刻限
西肴と成るる七候中同役中何事(四守)と成り
此以後若列西遊に成り出幕の者右見り日向寺
今内より早連下宿すは且状に降西明重なり
今晚中宿中より西肴一宿に成り

二月九日

東十七日大紋列西紅染山 湯社集



信出りて其長け列西遊に成り西肴に成り
三日と一宿私宅に宿す

火に事並法門並高妻(列列)及西遊に成り
列西遊に成り西肴に成り

一宿に宿し湯佛殿に参籠す

列西遊に成り西肴に成り
早連私宅に宿す

二月十一日

来り廿四日大紋列西遊に成り
列西遊に成り西肴に成り

傳中守子一子也
一 沛成西道第而足色一子也行列西道一子也
一 行列西道一子也後若西郎一子也後之書
一 行一子也傳中守子一子也後越一子也執清因曆中
一 西道一子也是又傳中守子一子也
西道一子也

二月十九日

明後廿四日始上寺 清佛殿一子也清佛殿一子也
大致看印孝一子也而持行一子也而西一子也而供持一子也
清因一子也而一子也而曉七一子也而一子也而一子也

西道一子也
一 西道一子也若好列一子也而一子也而一子也而一子也
一 而一子也而一子也而一子也而一子也而一子也
一 而一子也而一子也而一子也而一子也而一子也

二月廿二日

新准后甘御一子也而一子也而一子也而一子也而一子也
鳴物一子也而一子也而一子也而一子也而一子也
右一子也而一子也而一子也而一子也而一子也
而一子也而一子也而一子也而一子也而一子也
殘振一子也而一子也而一子也而一子也而一子也

三月廿四日

女院清不去古所清身之從今十日十日之記物
三日信之但善法之攝子也

右之執事之解之与久大和之及信之のてはは
以同席之執事之有連之連之てはは

免

元禄銀寶永銀中銀之宝銀は宝銀を用ひて
丑年之記之翌宝永年之世之金銀一切之信
以右之取之銀新銀之与月之信之信之宝永
解之信之宝永年之限之てはは右之取之てはは

子三月

清同見之元来清信代之信之若清之及信之信
分好之也今迄也信代同之信同未之信分好之也
以後之清信代信之信之何信之信之信分好之也
清信代同之信之信之信之信分好之也
信分好之也

子同三月

右之儀羽丑三月廿九日組支配古之清信之信分好之
清信之信分好之

明後十七日紅景山
清社素高故曰清社丸
此按新列本初てと成り由付按て刻限由て
此名は既同故に月分多し由りて成り
清法儀法にて文也
此は後列本初て成り由付按て刻限由て
方上て立位也

四月十九日

火之妻は初め清高地にて其の抱
者も清高地にて其の抱者も清高地にて
清法儀法にて文也

此は火の妻は初め清高地にて其の抱
者も清高地にて其の抱者も清高地にて

子四月

明女日

大猷院極清純月
此共東殿山にて其の抱者も清高地にて
清佛殿にて其の抱者も清高地にて

四月十九日

去年不肖年中鶴白鳥書喰厚鴨

物且又其物仕る敷由おきては鶴の月入の御用
中より白鳥養喰厚鴨の尚冬に就上其言物
一信たはれと就上の二式にきつては後より
いしり

但あゝお右の事一就とてをてをてを

一鶴白鳥養喰厚鴨振舞の料理に後より

一年解の相心得重なる事とてお用なり

一只今とて鳥や形本の白鳥の事屋先規を

一の鳥の比也の若き信仰の場亦お出の事

一高貴はれ鳥同右とて

但田舎より多屋に在り別札は武家方并町
方亦清き足組の方にお座り

子日月

覚

一徳田提川隆武の早換下等し善清は一因一糸
又亦亦方る事とて御免の趣を
月入の善清は都成井捨等とて下より
一紙の其願主の力とて及大に成善清
其雨の願主の願紙をみるに及刻合はる事

公儀も右用事の事にてありし事月分書付候
本儀も右用事にて出立の細目勘定申上り候
の事申上

但二十万石以上ある事と同様に備る事
所知するれ候事申上り候事

乙未月

花火儀あり候事 俗出候事あり候事
台色申上り候事 花火事候事 申上り候事
候事あり候事 左候事あり候事 申上り候事
通候事あり候事 急度申上り候事

子七月

常憲院極女之四三

覚

来月十日清法事候事 清法事清法事
事候事あり候事 事候事あり候事
豫祭候事あり候事 直祭物衣大紋事
申上り候事 十日午時より 清法事
有候事
一 申上り候事 申上り候事 十日午時より 清法事
候事あり候事

九月

系指(重)日限(免)

九月

廿八日

幸方石(以)之(流)大(名)同(婦)子
其(終)言(下)水(系)指(免)

廿九日

佛(指)式(名)厂(官)指(免)奉(免)当(免)
同(婦)子(幸)言(終)指(免)同(婦)子
其(終)言(下)水(系)指(免)

十月

初日

二日

言(系)指(免)当(免)其(終)指(免)言(下)水(系)指(免)
收(人)其(中)其(免)言(下)水(系)指(免)
同(婦)子(幸)言(終)指(免)同(婦)子

三日

四日

六日

七日

八日

(布)衣(上)之(指)收(人)其(終)指(免)
其(終)指(免)言(下)水(系)指(免)

指(免)其(免)小(役)人(三)日(内)
半(終)言(下)水(系)指(免)

系指(免)

右(朔)六(时)九(时)迄(内)之(系)指(免)率(馬)其(因)指(免)二
王(門)其(指)舟(之)指(免)下(水)指(免)

二(王)門(其)指(免)舟(之)指(免)下(水)指(免)其(因)指(免)二
其(指)大(名)其(指)舟(之)指(免)下(水)指(免)其(因)指(免)二
其(指)大(名)其(指)舟(之)指(免)下(水)指(免)其(因)指(免)二

叢箱のりも持て年々母の又その一切備止
但省物有る西と云ふ方の次第也

一 壹万石以上の西に清香真珠と云ふ使ふに蘇州自長
袴の長六寸と珠樓毎に長尺越の中室一
敷

一 二万石以上の西に使ふに蘇州自長
袴の長四寸九寸と内法城法に編るに差
越に坊に云ふ細

一 此外の西に使ふに蘇州自長袴の長四寸八寸と
内法城法に編るに差越に坊に云ふ細

右に通十月十日可なり也
市香真珠と云ふ

- 一 白銀三十枚 六十万石以上
- 一 同 二十枚 三十万石以上九万石以上
- 一 同 十枚 十万石以上九万石以上
- 一 同 六枚 五万石以上九万石以上
- 一 同 三枚 一万石以上四万九千石以上
- 一 同 二枚 二十万石以上一編子
- 一 同 一枚 十万石以上一編子
- 一 二万石以上の西に武枚或は三枚

心

右に於て夜沙法事中の何沙撒煙水菓子一皮
て有款上の沙法を明し所書に不及款を

一 右亦在府上方石に於て去る成十月沙法より良
く通款之物より及の沙法事お清く所精を明し
清きこと及び之の不及

右に通すお弱いこと

於東殿山沙法の中なる中事

一二五門あり中事

一 中事自糸清し而して文珠樓あり中事

一 屏風坂車坂両口あり中事其後乃五門の内坂
と云く法書下の前を依り去る之の多ふに
揮中事

一 清水口新清水口あり中事有来海に法書示
よりおも供り老山堂の多ふに連し振中事

一 宿坊あり而して次家来をおぬる
一 定至中馬の外糸與不苦る

心

沙法事

初日

九月廿八日

申日

十月三日

結新日

同日

於申堂淨禮

侍従以上

埋國臨

四品

埋國

諸大夫

同日

布衣

同日

尊友

同日

免

一 今度於東殿山沙法事申あり通式日各内

高合より信但沙法事初日申日結新日各方
有也月々勿備拷問も誤事も籠舎繩子も新儀
名々の無用

一 沙法事申並禮物多礼法も未お心も不及

以上

九月

免

一 今度於東殿山沙法事申並禮物多礼法も未お心も不及
猶年老衰々女一切信心
一 沙法事申火元等も成りあるも入意概申海望

九月

免

一 居屋交申屋交申屋交場廣成を浦内へ入り置
紐多る管字附指引次第門内より入の杖に
付る

一 長屋より勿論菜園坊其外尺寸もきふる葉
内より老を対老を以て根に中付る

一 居完構の内或は内疹向ると堅く入也中付る
中波の男を並置指面振に中付る

一 畑多る類老取中付る苦く想う根成儀或は種成

一 多き根よりうき通るうき中付る道に以て
て中付る

但指指の勿海北をぬき儀望之角に

一 万一うきと相成お我をわくはる苗是
又此宿も通及并其苗一は相解る
右に趣と相解る

子十月

一 来三日沙汰する有るを指し取之し来十八日祝
有るる有るを祝しこのまおを

十月一日

来々十日東殿に申上りて
既云々之方次第に申上りて
既云々之方次第に申上りて
既云々之方次第に申上りて

一 所成法道節より又大に書
不及所勤の北書より所成
有るは所勤の北書より所成

一 所成法道節より又大に書
不及所勤の北書より所成
有るは所勤の北書より所成

一 何事も供養者小蛇より連なる成

一 既明に申上りて方次第に申上りて
既明に申上りて方次第に申上りて
既明に申上りて方次第に申上りて

十月二日

号ん

一 水道管を修るに候はるるに水元町人合相對候事

一 普賢の儀に有るは向後を種々普賢の儀に
はねて指當り普賢の儀に有るは
一 水道水節及びその屋敷の内井戸迄引込
は儀に有るは
右の通りにお願ひ

子十一月

此の書付の字は我ら好むに由り同席申
ふ所は通ひの由り此の儀に由り
乞ふは此の儀に

十一月十四日

一 普賢の儀に有るは向後を種々普賢の儀に
はねて指當り普賢の儀に有るは

一 年改去の旨は七日と一月の儀に有るは
次方にて有る

付風急を去るに改むるに用ひ

一 寺社に有るは向後を種々普賢の儀に
はねて指當り普賢の儀に有るは

右前と後にお願ひ通供に者大勢に之を候ふに候

十二月

是

一 下回口湊より一かたより舟風波に甚強宗金
と舟彼換にれりひそと宗おろしの舟も多
身法也船も先九強儀信由おまの舟の味
と浦の湊の書もは作れり

一 法也船儀者年教と始を命及薪杖本中
洋運送と換と終を向は柱本庭石を
抱道具に積也一 中若り宗は名取
の中を事

右中書不替りし舟列澄等引替をその後
と舟の浦の湊の書もは作れり

武家殿制録録巻之八

享保六年丑年分

来々十日大紋の事上聖 御奉指云

作内局其長は此の趣の事御儀申付存
お目と内日向の事

一 御成の道筋と申す御成の事尚書者列列及
の趣に非ぬ申す申す御成の事申す申す
の事也 御成の道筋は申す申す

一 御成の事申す申す申す申す申す申す
列列の事申す申す申す申す申す申す

出来り日向方ありて経崗のこと

正月二日

来り七日供養に於て来り十一月十日横田御寺

横田御寺所文云と因りて後内夜日向を極るまで

来り女日向増上り所佛殿 所春詣云

信ありてそは日向の節より来りて吾も後所寺村

と日向の内日向方ありて

一 御成法道節は又も来りて女所出ありて向まをり

列子及所節の非善に因りて方去り列所節より来り

そは極る所寺村ありて 御成節は極る一あり

列所節の極る

一 列所節の極るをり作す以後若しは極る

して日向の方より来りて経崗の極るありて

の節を極る日向の方より来りて

正月十八日

是

関八州の川に鉄炮を高く買と向存之用の節

是より節の極るをり求す一ありて

正月

来り女九日増上り 所佛殿 所春詣にあり

其後河内郡の諸郡を治る事あり。中日の
ちの方より書す

一 柳成道節より又なる書す。河内郡の諸郡を治る事あり。中日の
の諸子及の北東の地方より河内郡の諸郡を治る事あり。中日の
聖書付の書す

一 柳成道節より又なる書す。河内郡の諸郡を治る事あり。中日の

一 河内郡の諸郡を治る事あり。中日の
日向の地方より河内郡の諸郡を治る事あり。中日の

正月廿六日

高札の書

免

在る者名決地打者有るはり。中出さるる者
決地内なる者決り。中者捕らるるはり。中出さるる者
中出さるる者決り。中者捕らるるはり。中出さるる者

享保六年二月

右名決地打者有るはり。中出さるる者
決地内なる者決り。中者捕らるるはり。中出さるる者
中出さるる者決り。中者捕らるるはり。中出さるる者

免

只今とほほしく場下と決地打者捕らるる者
受介。及上総國武村郡蓮沼村と決地打者

舟橋掛渡中水新渡以其外村掛以
水城在通以事

舟橋渡村之外

舟橋渡村之外

舟橋渡村之外

舟橋渡村之外

右割合若上由順私順若高渡合本面在丸三
水城內通江舟渡播磨八ヶ岡之大坂之江合
花上渡及水城之東海道筋國在江戸合
花上之水城之組合之渡友包浪是常包之者

尚口日之浪之江戸大坂之上納品

浪之智之浪之拾之積之事

浪之智之浪之拾之積之事

浪之智之浪之拾之積之事

浪之智之浪之拾之積之事

浪之智之浪之拾之積之事

浪之智之浪之拾之積之事

一 東海之中山之日光甲州道中之浮場之事

一 道中之日光甲州道中之浮場之事

一 道中之日光甲州道中之浮場之事

旧右戻り

一 没令五上納五簿以上右國... 諸知好高
一 妾細出付是又寺社... 除材方在之
一 分其紙外十年記... 出車

一 舟橋没村... 是又沙料... 舟橋没相... 令五... 加一...

一 但支配... 支配... 支配...

免

一 近年每度火事... 上居... 困窮
一 仕... 思... 別... 及... 世...
一 子... 年... 未... 度... 居... 燒... 子... 下...
一 小... 結... 未... 尚... 小... 屋... 法... 為... 持... 借... 金...
一 住... 付... の... 中... 事... 係... 有... 越... 相... 心... 組... 支... 配... 上...
一 觸... 六... 年... 心... 未... 每... 度... 以... 之... 燒... 失... 令... 度... 教... 姓... 名...
一 書... 付... 尚... 月... 中... 許... 勘... 定... 不... 知... 出... 以... 知... 以... 切...
一 年... 高... 中... 子... 誰... 持... 借... 金... 多... 少... 有... 以... 有...
一 免... 教... 許... 勘... 定... 不... 知... 出... 以... 知... 以... 切...

丑二月

好信合言割之免

- 一 六十石 二百亩
- 一 三十石分四子石在 百六十亩
- 一 子石分四子石在 百亩
- 一 七百石分九百石在 六百亩
- 一 武百石 二十亩
- 一 百石但百石在 因以余也准之 十亩
- 一 十石准 二十亩 二亩
- 一 十石准 二亩

但涉切并涉扶持方之有者之在扶持方之有
 割之除由扶持方中十人扶持之拾倍之積之
 解若在准一十中何人今涉扶持方之有
 持信之有或也上

丑二月

免

言何准

言何准

一 何年何年何方之有者之在扶持方之有

但地之信家之有建在在燒者之有也

二二

河上... 日限... 洪炮... 其... 七月... 且又洪炮... 出付...

但八月一日... 悔... 八... 悔... 又洪炮...

丑四月

- 一 高蒲甲之物... 一 体...

二 ぬんろくせう...

但織物...

- 一 淺長刀... 一 事...

但人形...

右就上... 高蒲甲... 万... 是...

丑四月

渚... 新古... 浪... 履... 系... 付... 内... 与... 梅... 一... 周... 儀...

望はるまははる向は可五福の事

丑四月

花子四月鳥秋上且又方物成は獨在に執を二虎と物
或二或一の爲清し以事名事臨名も同おれた言は言言
中念上

丑五月

向は系程は物海樹りは良機教はハ勿海性生
に者も瓶而中の成望は用この法を希方致約
凍お對る海へのはるが瓶成るえん成はたお格
外事

右趣お方者有は海に空はくくた爲越成は

い歴武家其お町方ととらお願ひつゝ

丑六月

諸國以知は村と田畑は町歩尋切は事記は百姓町
人社人男女信法名其外はもの事と人教は合
順は限り事付一指は出は奉公人其外は不及事出
想は相成るは中新田するも及記町歩中は出
出は但し名も反列中は新田方は爲同おは右書
付は成る事は事しりり清勘定而は事は合
出は下は中勘定おは事は事は事は事

丑五月

尚丑正月十六日曉深川万年町町醫作事詔
隆碩夫婦と切敷波名高り下人金照人お書

直照生國上妙

白もせらさくら

さくらやさ厚くひれく

中絶

鼻筋厚く

肩毛はつれく

二重まぶら目の内すも髪白死

鼻下がゆるく頬骨がゆるく

頬下がゆるく

口の唇の厚く物云くけく都中

中耳

めし下が至底有く左右の腕とおかやう

首筋がゆるい

額がゆるく物んを顔に白ん中

中せいかゆるい

腰もゆるく常きいより下れ

手足ゆるく

肉張肉の厚く二重の兵方いふ

- 一 欠落者をぬぐはす主人控破刀に注文
- 一 刀一腰より三糸組を尽す余鎖を二尺七寸余
- 一 切羽組合をるにげやま
- 一 滑丸やうら子等すじ大さ武^す六七分
- 一 同貫重坊に赤洞を年の不々令
- 一 柄取角玉環組 赤洞の鶴目を引通
- 一 柄系草をるがまが毛を漆ぬり
- 一 さら重と赤洞の繩目
- 一 ぐうかいも髪組 かくが柄を重唐草梨子地
- 一 ぐうかいも髪組

一 銷塗下緒紫紺きかこ打鶴目焼付

右に通者於有る其而尚至江料に江後私
 順地取中きとれなり江戸町を以て中平
 足少及ゆりをも名一戸をいむ家系并又の
 おと入念に並吹味いあ 語^語至後日、編と
 相和とらりてを曲書いひ

丑六月

是

- 一 諸國順知村田畑町歩系人数等て出
 先達る相觸れむに依持順子新田等

書載の中より及右をりて是凡町歩以後に及
依りるの旨を記し其令と申す所におおむね
帳面町歩より出

一 百姓町人社人男女僧尼等其財の多しと西人
教本出の旨を記し又此度より及其書し
相和道有の帳面と人数の多し出の旨を二重に
出又の旨を記し其旨を

一人教の依りて其旨を尚年分事大妻におお
人教の依りて其旨を何れも其旨を人教の旨
との依りて書載し且又の依りて其旨を

一 是等出の旨を其旨を其旨を其旨を其旨を
勿論其旨の方中の依りて其旨を其旨を其旨を
行又の旨を其旨を其旨を其旨を其旨を

丑六月

武家教訓源流卷之九

下系指法普濟的故九月廿初日法普法神作
坂下沙門出入沙門左候之至制沙門因原中
沙羅達之故也

七月七日

先頃人相去之令相身之主教在幽溪於此為地
石捕勞之及在石門上

七月

定

- 一 新本沙門名教中も同並に法門を別用別用
の関し但しくを子に別と同並に法門を
用し子の別を因に宜し公事同く一層を不
成者有るを二方改事
- 一 昔代々沙門の麻衣抄改の言を法衣改
格に改事有るを立言改といひ其改行毎
石中より改事
- 一 女に俄自別を別別と改事と改事と改事
改事と改事と改事
- 一 沙門改行法衣改事改事改事改事改事

- 一 お勤に及指節 但改事急中より改事
も改事改事改事改事改事改事改事
- 一 石門改事改事 沙門改事改事改事改事
改事改事改事改事改事改事改事
- 一 其上人同改事
- 一 在宿改事改事改事改事改事改事改事
改事改事改事改事改事改事改事
- 一 沙門改事改事改事改事改事改事改事
改事改事改事改事改事改事改事

此は水引江事而近而大なる時此書一方未だ清
し由用事一なる言在活し乍ら勿多遠く出たて居
たりは活しなる及事

一 江事不ると言はば花江編を以て事と事申建
在る事申す双方面並に江月申す申す事申す事
國の病人極人なる時言書生次と也は極上
の事申す事

一 江堀口人落し時引揚極一日事
一 江事及人なる事と事申す事申す事申す事
と云ふは事申す事申す事申す事申す事

一 此元右切事申す事申す事申す事申す事
一 江事及人なる事申す事申す事申す事申す事
一 江事及人なる事申す事申す事申す事申す事

一 江事及人なる事申す事申す事申す事申す事
一 江事及人なる事申す事申す事申す事申す事

一 江事及人なる事申す事申す事申す事申す事
一 江事及人なる事申す事申す事申す事申す事
一 江事及人なる事申す事申す事申す事申す事
一 江事及人なる事申す事申す事申す事申す事

一 寺門外に書物柱根出處と云ふ井極は江戸國
法石、場不々々及中御次來早と云ふ是西
抽除に中御事

付水打書柱根出處と云ふ井極は
中御事

一 諸物に水乳飲と云ふ變活乞合一切毎中御
事、所々書物に不許事、所々出入り中御事
と云ふ一書事

右書、望一書者也

享保六年閏七月

一 只今と云ふ力由流以下下馬より因下流あり

一 飯沼山と云ふ山向後と云ふ書物、此より下書物あり

一 亦同と云ふ、若しと云ふを、是より飯沼

一 亦同と云ふ、若しと云ふを、是より飯沼

一 亦同と云ふ、若しと云ふを、是より飯沼

一 亦同と云ふ、若しと云ふを、是より飯沼

丑七月

亦同と云ふ、若しと云ふを、是より飯沼

指す書り鳥江池に書り得大関八州中向寄
江國へ相寄る所を非て五越方江國
中へありて相捕りて
右へ取寄りて相捕りて

丑九月

先

徳右衛門泰親と云は彼右へ直取て及撃りて
沙代へ江傳目より江國へ相寄るも在江國中
江書り右へ書りて 江傳目より人取毎く相寄
りて自今江國へ在江戸相寄りて大関人取

沙定女江江出書

一 近年在江戸に在江國に 江傳目より人取毎く相寄り
て右へ初て右へ相寄りて向後右傳目江傳目
用い得りて及人取毎く江出りて江定て毎り
急度人取右に在江戸に及りて江傳目より人取毎く
江出りて右へ及りて江出りて江出りて江出りて
江出りて及りて一人取江傳目より及りて江出りて
人取右に連江軍取て毎書りて江出りて

武拾部右衛門

馬上十六騎より大騎と

組自今右連江先

足收廿二十人
仲百足收二百六拾人
冬百人

十方石以上

馬上 十騎

足收 八十人

仲百 百四十人

六方石以上

馬上 七騎

足收 六十人

中間人 百人

五方石以上

馬上 三四騎

足收 二十人

仲百人 二十人

一 只今と小人教百お敷中備持取とと座馬

庵三事

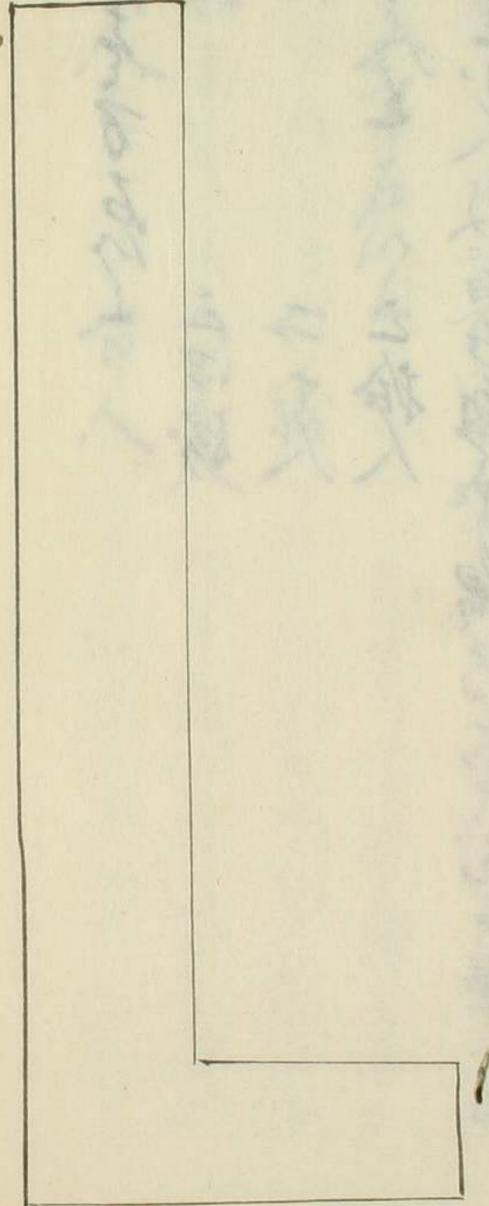
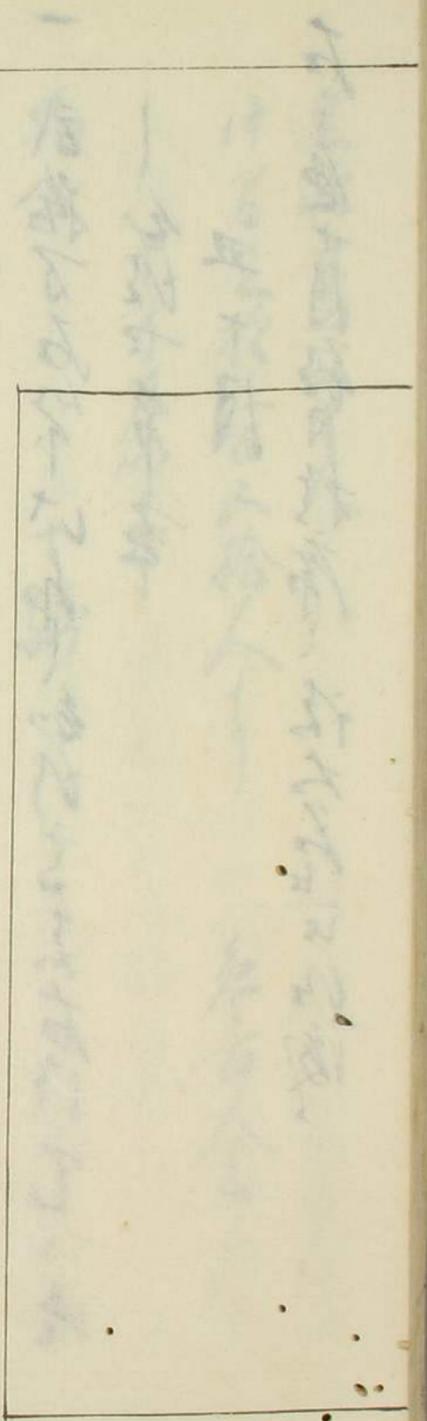
一 或拾方石第以布知所高と右清宅、

一 公坊三事

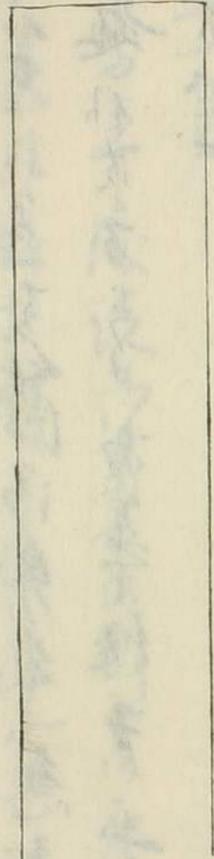
丑十月

右、座十月節日於席、法大屋、

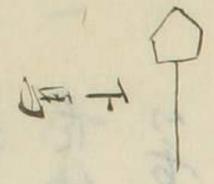
大子



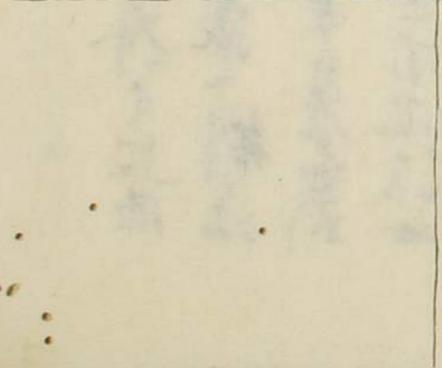
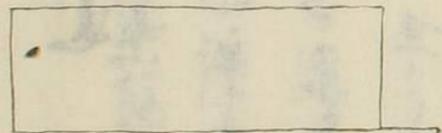
内橋



下馬



持突足程下馬
 而之内橋學
 教不効



但幸、能守馬不勝、内入並依事者、
出、^節能守馬下、^一内、^一依、^一能、^一守、^一馬、^一不、^一勝、^一内、^一入、^一並、^一依、^一事、^一者、^一
一、^一能、^一守、^一馬、^一不、^一勝、^一内、^一入、^一並、^一依、^一事、^一者、^一
一、^一能、^一守、^一馬、^一不、^一勝、^一内、^一入、^一並、^一依、^一事、^一者、^一

内橋田

一、^一能、^一守、^一馬、^一不、^一勝、^一内、^一入、^一並、^一依、^一事、^一者、^一
一、^一能、^一守、^一馬、^一不、^一勝、^一内、^一入、^一並、^一依、^一事、^一者、^一
一、^一能、^一守、^一馬、^一不、^一勝、^一内、^一入、^一並、^一依、^一事、^一者、^一

十月
退中

一、^一能、^一守、^一馬、^一不、^一勝、^一内、^一入、^一並、^一依、^一事、^一者、^一
一、^一能、^一守、^一馬、^一不、^一勝、^一内、^一入、^一並、^一依、^一事、^一者、^一
一、^一能、^一守、^一馬、^一不、^一勝、^一内、^一入、^一並、^一依、^一事、^一者、^一

内橋田

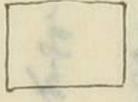
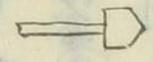
一、^一能、^一守、^一馬、^一不、^一勝、^一内、^一入、^一並、^一依、^一事、^一者、^一
一、^一能、^一守、^一馬、^一不、^一勝、^一内、^一入、^一並、^一依、^一事、^一者、^一
一、^一能、^一守、^一馬、^一不、^一勝、^一内、^一入、^一並、^一依、^一事、^一者、^一

右、^一通、^一戶、^一田、^一山、^一城、^一多、^一處、^一在、^一淺、^一海、^一之、^一上、

有

田英正

下馬仙法、夜に方分は出、強
 横田、と交らぬ、此の横田、品を、列
 大車、(此の品)は、此の流、大車、(此の品)は、
 此の品、(此の品)は、此の流、大車、(此の品)は、
 此の品、(此の品)は、此の流、大車、(此の品)は、
 此の品、(此の品)は、此の流、大車、(此の品)は、



出仕、長内、横田、河門、
 毎屋、後、河門、角、
 横田、河門、又、在、
 此、戒、
 十月

是

披磨子

是、
 是、
 是、

一枚子板

一 幕幕の祝儀老中若年寄中(女御殿)の
前後の次第を見合ふに合はざる事

一 年終忘言より七日迄の内右向迄に不立根の賜事
才多り

付風烈に自若に政事を用い
一 寺社に志す所ありし所を并町人御人ありて其
右あり相解を依りて大勢を依りて終り上

土月

誓する所貨物田地(自奉)の存合を運ぶ事
し候所出らん口今迄に重主より二十六十七十八

日切の付の所一及く日切の所運(た流地)の付
中より付の所江所方より貨入中より其後
に依りて日切の所後物も地主に依りて付
いれを分取運ぶ者に依り流し田地大分元集又その
地運り所人ありしより入付に依り田地亦代(其)制
禁ありし事より其の川より其田地(其)流れいし事
亦代賣同物に依り年貨田地一切流地あり
し候も今迄貨入致事か又も高給許(出)る
出た米いかなる貨年季明にる自取仕取す
少花年貢より其方極事か上(其)利候

一 小倉子に横失しり。口合と賃地。花由支
滞りて一刻中と利息積りて元を内分
合存と利息し海積り積りて元を一刻中
年々返漸し定む形付之を切次事等
地主お返しに積りて年々返する
洲出積りて是又向後大に利息を一刻中積り
二 江戸形仕仕せり
一 賃地も裁判し換法お条。通此を改めい府
年以て万年以上限り得ぬ。口合と裁判
以依地と来い分りて同然元を少納りて田地

人

一 一 庭を新出りの。賃地者有。但し流地者
未し方々田地能か。一年々賃賃地
及重しと其儘。賃地者中。流地者
右。通賃地者。右。賃地者
一 自今賃田地を以て。賃地者。其不。田地者
二 刻引の積りて。形。右。賃地者。刻引
一 賃地者。右。賃地者。右。賃地者
他の年貢。刻引。積り。右。賃地者。刻引
是より。刻引。右。賃地者。刻引

後不... 右... 嘉保六丑年土月

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

Handwritten marks on the left page, possibly '1' and '2'.

